

令和6年度 市民税・県民税（住民税）申告の手引

市民税・県民税申告書は、令和6年1月1日現在横須賀市内にお住まいの人が、令和5年1月1日から12月31日までの収入等を申告するものです。この申告をされないと、住民税や国民健康保険料等の算定に影響が出ることや、保育園や幼稚園の保育料等の算定・公営住宅入居・国民年金免除等の申請に所得証明書等が必要な場合、交付が受けられないことがあります。申告が必要と思われる人に送付していますので、下の項目を参考に、必要な人は期限までに申告をお願いします。申告期限、受付時間及び受付場所については申告書受付書等を確認してください。

なお、「令和6年度 市県民税課税・非課税（所得）証明書」の発行は令和6年6月以降です。

市民税・県民税の申告が必要な人

1. 令和6年1月1日現在、横須賀市内に住んでいた人

年金収入がある人は **8ページ**、給与収入がある人は **9ページ**、無収入の人は **10ページ**を参照してください。
※遺族年金・障害年金は非課税所得です。この他に収入がない人は **10ページ**を参照してください。

例外 次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

- (1) 公的年金等の収入のみの人で、追加の控除*がない人
※国外の法令に基づく公的年金等を受給している場合は申告が必要です。
- (2) 給与収入のみの人又は給与収入と公的年金等の収入のみの人で、勤務先から横須賀市へ給与支払報告書が提出され、追加の控除*がない人
※提出の有無は勤務先に確認してください。
- (3) 令和5年分所得税の確定申告書を提出する人
- (4) 収入が無く、**市内の親族**の税法上の扶養控除、配偶者控除の対象になっている人
※あなたを扶養している人の源泉徴収票で確認してください。あなたを扶養している人が確定申告書や市民税・県民税の申告書を提出した場合は申告書を確認してください。
※あなたを扶養している人が配偶者で、その配偶者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、あなたは配偶者控除の対象ではないので、原則、ご自身の申告が必要となります。

*社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを指します。

2. 令和6年1月1日現在、横須賀市に事務所・事業所・家屋敷を有していた市外の人 2ページを参照してください。

■郵送での申告を是非ご利用ください。申告会場は大変混みあいます。窓口で待つことなく申告できる郵送が便利です。申告に必要な書類は2ページを参照してください。

■インターネット上で申告書の作成や税額の試算ができます。

作成した申告書は印刷し、添付書類を同封の上、郵送で提出してください。

横須賀市 申告書作成 検索

詳しくは横須賀市ホームページをご確認ください。(電子データでの申告には対応していません。)

市民税・県民税の申告と税務署に申告する確定申告は異なるものです。確定申告をした人は市・県民税の申告書の提出は不要です。確定申告に関しては、居住地の税務署に確認してください。

(横須賀市にお住まいの人は、横須賀税務署 電話 046-824-5500)

確定申告が必要な主な人

1. 確定申告義務のある人

前年中の所得金額から所得税の各種控除の合計額を差し引き、所得税の税率をかけた金額が、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を超える人
(控除しきれなかった外国税額控除の額、源泉徴収税額又は予定納税の額がある場合を除きます。)

ただし、下の「(1)給与収入のある人」や「(2)年金収入のある人」に該当する人で、そのすべての収入が源泉徴収の対象であれば確定申告が不要となる場合があります。

(1) 給与収入のある人

給与収入金額が2,000万円以下の人で、次のいずれかに該当する人は概ね確定申告不要です。

- ①給与を1か所から受けていて、かつ、各種の所得金額(給与所得、退職所得除く)が20万円以下の人
- ②給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得除く)との合計額が20万円以下の人

(2) 年金収入のある人

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は概ね確定申告不要です。

2. 所得税及び復興特別所得税の還付を受ける人

報酬、給与、年金などから所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されていて、確定申告をすれば所得税が還付される人

■ 申告に必要なもの

- (1) 市民税・県民税申告書
- (2) ①個人番号(マイナンバー)の確認及び②身元確認ができるもの
例1:マイナンバーカード(①、②の確認)
例2:通知カード(①の確認)と、運転免許証などの写真付きの本人確認書類(②の確認)
※通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときに限り、利用できません。
個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類として利用できません。
- (3) 収入・所得金額が確認できるもの(令和5年分給与と所得又は公的年金等の源泉徴収票、給与明細書、事業所得・不動産所得・公的年金等以外の雑所得等の支払調書や必要経費に関する領収書等)
- (4) 令和5年中に支払った社会保険料(国民年金保険料・国民健康保険料等)の金額が証明・確認できるもの、生命保険料・地震保険料の控除証明書及び寄附金の領収書
- (5) 医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」(12ページ)
※領収書の添付のみでは受付できません。
※医療費の特例を受ける人は、一定の取組を行ったことを証明する書類も必要です。
(特例を受ける人の明細書は本市ホームページからダウンロードできます。)
- (6) 障害者控除やその他の控除を受ける人は、障害者手帳やその他の控除の証明書等
- (7) 国外居住の扶養親族等を申告する人は、親族関係書類及び送金関係書類(詳細は7ページ)

郵送での申告の場合、書類(コピー可)の添付が必要です。

添付書類に不備がある場合は控除が認められないことがありますのでご注意ください。また、申告内容についてお電話で確認させていただくことがありますので、**日中連絡のとれる電話番号**をご記入ください。なお、受付書や添付書類の返却を希望する人は、返却を希望する旨の書面及び必要な額の切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

■ 申告書を提出する人

必ず住所、氏名、個人番号(マイナンバー)、電話番号、職業を記入してください。

※フリガナ・生年月日は、印字済みの場合記入不要です。

(あて先) **令和 6年度 市民税・県民税申告書**
横須賀市長

記入例

1月1日現在の 住所地 (家屋敷等の所在地) 横須賀市		小川町11番地																													
現在の住所(同上)・その他()											現在の職業 無職																				
氏名 市民税 一郎						生年月日 ※空欄の場合元号は数字で記入してください。 大正:2 昭和:3 平成:4 令和:5				電話番号 046-822-△△△△																					
個人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	元号		年		月		日		通知 番号		9	9	9	9	9			
カナ氏名		シ		ミン		セ		イ		イ		チ		ロ		ウ		3		1		6		0		2		0		2	

■ 市内に事務所・事業所・家屋敷を有し、市外に住んでいる人は、均等割(4,300円)が課税されます。

事務所・事業所がある人…住所が横須賀市外で、横須賀市内に事務所・事業所・店舗等がある人
家屋敷がある人…住所が横須賀市外で、横須賀市内に家族が住んでいる家(賃貸・社宅・官舎を含む)、
貸す予定のない空家又は別荘を有している人

記入例

次の場合の記入例は右図のとおりです。

- ・市外へ単身赴任中の人が市内で借りているアパートに家族が居住中
- ・本人の給与所得6,100,000円(給与収入8,000,000円)
- ・市内在住の家族は、扶養している無収入の妻と子

※扶養親族については、オモテ面の配偶者及び扶養親族欄も記入してください。また、家屋敷の所在地以外に居住する扶養親族についてはウラ面「10.別居の配偶者・扶養親族に関する事項」にも記入してください。

11. 事務所・事業所・家屋敷に関する記入欄

横須賀市内にある 事務所等の内容	区分	事務所・事業所・家屋敷		
	所有区分	自己所有・借事務所等・借家等		
令和5年中の所得金額 (分離課税の場合は特別 控除前の額)の合計額	6,100,000	円	同一生計配偶者と 扶養親族の合計数	2
あなたが該当する場合は ○をつけてください	寡婦・ひとり親・障害者・未成年	確定申告の 申告区分	青色・白色	
開設年月日	令和5年中に開設した人のみ記入 年 月 日		事務所等の 電話番号	

■ 給与収入がある人…9ページの【記入例2】を参考に記入してください。

【表1】 給与所得の速算表

【表1】の※欄については、次の算式により計算した額を収入金額として計算してください。

{実際の収入金額÷4,000}×4,000⇒収入金額
(小数点以下切捨て)

例)

3,362,600円 ÷ 4,000 ⇒ 840
(実際の収入金額) (小数点以下切捨て)

840×4,000=3,360,000円 (収入金額)

3,360,000円×70%-80,000円=

2,272,000円
(所得金額)

給与の収入金額の合計額	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
※1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額 × 60% + 100,000円
※1,800,000円 ～ 3,599,999円	収入金額 × 70% - 80,000円
※3,600,000円 ～ 6,599,999円	収入金額 × 80% - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円 ～	収入金額 - 1,950,000円

■ 公的年金等の収入がある人や、報酬・個人年金保険等の雑所得にあたる収入がある人

公的年金等の収入のみの方は8ページ【記入例1】を参考に記入してください。

公的年金等以外の報酬・個人年金保険等の雑所得にあたる収入がある人は、申告書ウラ面の「7 雑(業務・その他)所得に関する事項」を記入し、収入金額を申告書オモテ面の「1 収入金額等」の「雑 業務⑦」・「雑 その他⑧」に、所得金額を「2 所得金額」の「雑 業務⑧」・「雑 その他⑨」に、その所得金額と公的年金等の所得金額の合計額を「2 所得金額」の「雑 合計⑩」に記入してください。

【表2】 公的年金等に係る雑所得の速算表 ※下記計算式でマイナスとなる場合は0円

65歳未満(昭和34年1月2日以降生まれ)の人の雑所得金額⑦				65歳以上(昭和34年1月1日以前生まれ)の人の雑所得金額⑦			
年金の収入金額の合計額	公的年金以外の合計所得が1000万円以下	公的年金以外の合計所得が1000万円超2000万円以下	公的年金以外の合計所得が2000万円超	年金の収入金額の合計額	公的年金以外の合計所得が1000万円以下	公的年金以外の合計所得が1000万円超2000万円以下	公的年金以外の合計所得が2000万円超
130万円未満	収入金額 - 60万円	収入金額 - 50万円	収入金額 - 40万円	330万円未満	収入金額 - 110万円	収入金額 - 100万円	収入金額 - 90万円
130万円以上410万円未満	収入金額×75% - 27万5千円	収入金額×75% - 17万5千円	収入金額×75% - 7万5千円	330万円以上410万円未満	収入金額×75% - 27万5千円	収入金額×75% - 17万5千円	収入金額×75% - 7万5千円
410万円以上770万円未満	収入金額×85% - 68万5千円	収入金額×85% - 58万5千円	収入金額×85% - 48万5千円	410万円以上770万円未満	収入金額×85% - 68万5千円	収入金額×85% - 58万5千円	収入金額×85% - 48万5千円
770万円以上1000万円未満	収入金額×95% - 145万5千円	収入金額×95% - 135万5千円	収入金額×95% - 125万5千円	770万円以上1000万円未満	収入金額×95% - 145万5千円	収入金額×95% - 135万5千円	収入金額×95% - 125万5千円
1000万円以上	収入金額 - 195万5千円	収入金額 - 185万5千円	収入金額 - 175万5千円	1000万円以上	収入金額 - 195万5千円	収入金額 - 185万5千円	収入金額 - 175万5千円

■ 所得金額調整控除

下表の条件に該当する人は、算出した控除額を【表1】で算出した給与所得金額から差し引き、「2 所得金額」の「給与⑥」に記入してください。

※(1)と(2)どちらにも該当する場合は、(1)の控除後の金額から(2)を控除します。

	条件	控除額の算出方法
(1)	子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除 給与収入が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合 ⇒ 記入例など7ページもご確認ください ア. 本人が特別障害者に該当する イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する	(給与収入-850万円)×10% ※給与収入は最大1000万円で計算、上限15万円となる
(2)	給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合	給与所得+年金所得-10万円 ※給与・年金ともに最大10万円で計算、上限10万円となる

【計算例①】 給与収入72万円、公的年金収入180万円 67歳の場合

給与所得:72万円-55万円=17万円

年金所得:180万円-110万円=70万円

給与所得 17万円>10万円、年金所得 70万円>10万円

(10万円 + 10万円) - 10万円 = **10万円**

(給与所得:最大10万円)+(年金所得:最大10万円)-10万円=(所得金額調整控除額)

17万円(給与所得)-10万円(所得金額調整控除額)=7万円 なので、

「2 所得金額」の「給与⑥」に記入する金額は、7万円になります。

【計算例②】 給与収入140万円、公的年金収入62万円 64歳の場合

給与所得:140万円-55万円=85万円

年金所得:62万円-60万円=2万円

給与所得 85万円>10万円、年金所得 2万円<10万円

(10万円 + 2万円) - 10万円 = **2万円**

(給与所得:最大10万円)+(年金所得:最大10万円)-10万円=(所得金額調整控除額)

85万円(給与所得)-2万円(所得金額調整控除額)=83万円 なので、

「2 所得金額」の「給与⑥」に記入する金額は、83万円になります。

■ 営業等、農業、不動産収入がある人

申告書ウラ面の「3. 事業・不動産所得に関する事項」欄の「収入」と「必要経費」の内訳と合計の金額を記入し、収入の合計金額を申告書オモテ面「1 収入金額等」の「営業等⑦、農業①、不動産⑨」のいずれかに記入してください。

収入の合計から必要経費の合計と青色申告特別控除額を差し引いた額を申告書オモテ面「2 所得金額」の「営業等①、農業②、不動産③」のいずれかに記入してください。

各必要経費は領収書をご持参ください。

なお、所得税で青色申告の承認を受けている人は青色申告決算書をご持参ください。ただし、55万円又は65万円の青色申告特別控除を受ける人は、申告期限内に所得税の確定申告をする必要があります。

減価償却費がある場合は、ウラ面の「5. 減価償却費の計算」を記入してください。

事業専従者がいる場合は、ウラ面の「9. 事業専従者に関する事項」を記入してください。

※事業専従者とした人を配偶者（特別）控除、扶養控除の対象とすることはできません。

※事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての人（所得税の申告が必要ない人も）に記帳・帳簿等の保存が義務付けられています。

3. 事業・不動産所得に関する事項

記入例

収入	項目	金額	必要経費	項目	金額
		家賃収入		450,000 円	
				地代	75,000 円
				火災保険	6,521 円
	合計	450,000 円		合計	100,721 円
				青色申告特別控除額	
所得税における青色申告の承認の有無				<input type="checkbox"/> 承認あり <input checked="" type="checkbox"/> 承認なし	

■ 利子・配当・譲渡・一時・分離課税所得がある人

利子・配当・譲渡・一時・分離課税所得があり、記入方法等にご不明な点がある場合は、市民税課までお問い合わせください。

税制改正により、上場株式等の配当等、譲渡所得に関する課税方法の選択（申告不要制度、総合課税や分離課税）については、令和6年度（5年分）以降、所得税と住民税とで一致させることとなりました。申告不要制度や分離課税の選択については、住民税の計算においても原則的に確定申告で申告したとおりとなり、申告した所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料・介護保険料算定、各種行政サービスなどの基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますのでご注意ください。

申告不要制度に該当する所得やそこから差し引かれた住民税は市民税・県民税申告書には記入できませんので、必要に応じ確定申告書に記入してください。

なお、令和5年度（4年分）までの損失は、各年度の納税通知書が送達されるまでに連続して申告していない場合は翌年度以降の住民税で繰越控除が適用されません。当時、住民税のみ申告不要を選択していた損失については除外して算定されますのでご注意ください。

■ 収入と所得

所得の種類	内容	申告書で記入する欄		
		オモテ面	ウラ面	
営業等	販売・製造・卸売・飲食店・サービス等の営業から生ずる収入のほか、保険外交員・ホステス等の自由業や漁業等の事業から生ずる収入	⑦ ①	35 912	
農業	農産物の栽培や生産、農家が兼営する家畜の育成等から生ずる収入	① ②		
不動産	土地や建物等の家賃・地代・貸駐車場・権利金等から生ずる収入	⑨ ③		
利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金等（国内のほとんどの預貯金等は源泉分離課税となり申告できません。ただし、特定公社債等の利子は特定配当等と同様に申告分離課税を選択して、所得税の確定申告で申告することもできます。）	⑩ ④	6	
配当	法人から受ける剰余金の配当、投資信託の収益の分配金（利子所得に該当するものを除く）等（特定配当等は申告する必要はありませんが、各種控除の適用を受けるため総合課税又は申告分離課税を選択して、所得税の確定申告で申告することもできます。）	④ ⑤		
給与	サラリーマン・パートタイマー・アルバイト等の給与・賃金・賞与等	② ⑥	1	
雑（公的年金等）	国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金等の公的年金等	⑤ ⑦	7	
雑（業務）	副業として行っている原稿料・講演料等、事業所得とならない規模の営業や事業から生ずる収入	⑧ ⑧		
雑（その他）	個人年金保険（生命保険の年金）や印税等	⑦ ⑨	7	
譲渡	機械や貴金属等の資産の譲渡による収入（土地・建物・株式等の資産の譲渡による収入は分離課税です。詳しくは市民税課までお問い合わせください。）	短期※	⑩ ⑪	8
		長期※	⑨ ⑪	
一時	生命保険料の満期返戻金、賞金、競馬・競輪等の払戻金等	⑨ ⑪	2	
非課税所得	遺族年金、障害年金等			


※ 土地建物等以外の譲渡所得の短期とは、取得の日以後保有期間が5年以下のもの、長期とは5年を超えるものをいいます。

所得金額 = 収入金額 - 必要経費

収入金額・・・前年中に収入として確定した金額
必要経費・・・前年中に収入を得るために要した費用

■ 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」と「4 所得から差し引かれる金額」(所得控除)

種類	控除を受けるための条件		控除額(※所得税とは控除額が異なります。)		オモテ面の記入欄	
社会保険料控除	前年中にあなたが、あなたや親族等の国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料を支払った場合 ※親族等が受け取る年金やあなた以外の名義人の口座から差し引かれている上記の保険料はあなたの控除の対象にはなりません。		支払った保険料等の金額 (※2年前納された国民年金保険料は、各年分の保険料に相当する額を、各年において控除する方法も選択できます。)		⑬	
小規模企業共済等掛金控除	前年中にあなたが小規模企業共済制度の共済契約、心身障害者扶養共済の掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金を支払った場合		支払った掛金の金額		⑭	
生命保険料控除 (右表で算出)	前年中にあなたが生命保険料(①新契約・②旧契約)、個人年金保険料(③新契約・④旧契約)、⑤介護医療保険料を支払った場合 支払った保険料が①～⑤のいずれかに該当するかは、控除証明書でご確認ください。 ※右表で①～⑤の各保険料に応じた控除額を算出し、下記の計算式に当てはめてください。 ⑦生命保険料に係る控除額…①+②(適用限度額28,000円)(ただし、②分の支払額が42,000円以上の場合は、②分のみの控除額) ⑧個人年金保険料に係る控除額…③+④(適用限度額28,000円)(ただし、④分の支払額が42,000円以上の場合は、④分のみの控除額) ⑨介護医療保険料に係る控除額…⑤の控除額 ⑦+⑧+⑨⇒生命保険料控除額(合計適用限度額70,000円)		①③⑤(新契約) 支払金額	控除額	⑮	
			12,000円以下	支払保険料の全額		
			12,001円以上 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円		
			32,001円以上 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円		
			56,001円以上	28,000円		
			②④(旧契約) 支払金額	控除額		
			15,000円以下	支払保険料の全額		
			15,001円以上 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円		
			40,001円以上 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円		
70,001円以上	35,000円					
地震保険料控除 (右表で算出)	前年中にあなたが地震保険料を支払った場合 (適用限度額は旧長期損害保険料と併せて25,000円)	地震	50,000円以下	支払保険料×1/2	⑯	
			50,001円以上	25,000円		
	前年中にあなたが長期損害保険料を支払った場合 (旧長期損害保険料という。適用限度額は10,000円) ※平成18年12月31日までに契約し、平成19年1月1日以降契約を変更していないものに限り。	旧長期	5,000円以下	支払保険料の全額		
			5,001円以上 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円		
			15,001円以上	10,000円		
寡婦控除	ひとり親控除の対象でない女性で、前年の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がおらず、以下のいずれかの条件を満たす場合 ・夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死が明らかでない一定の者 ・夫と離婚した後婚姻していない者が、子以外の扶養親族を有する場合		26万円		⑰	
ひとり親控除	居住者がひとり親(現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者)で、その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が48万円以下の者)を有し、前年の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない場合		30万円		⑱	
勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、当該金額のうち、自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合		26万円		⑲	
障害者控除	障害者	あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族が、障害の手帳の発行を受けているなど、障害者である場合		26万円		⑳
	特別障害者	上記の障害者のうち、身体障害者手帳の1・2級、精神障害者保健福祉手帳の1級、又は療育手帳の障害の程度がAなどの重度の障害がある人で同居特別障害者に該当しない場合		30万円		
	同居特別障害者	特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族があなたや親族等と同居を常としている場合		53万円		

種類	控除を受けるための条件		控除額 (※所得税とは控除額が異なります)	オモテ面の記入欄	
配偶者控除	前年中のあなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が次の場合 ・48万円以下の場合 ……………配偶者控除 ・48万円超133万円以下の場合 ……………配偶者特別控除		7ページのとおり	⑳	
配偶者特別控除	※あなたの合計所得金額が1,000万円を超えても、配偶者の合計所得金額が48万円以下であれば、控除額は0円になりますが、「同一生計配偶者」になり、配偶者が障害者であった場合、障害者控除の対象となります。 ※配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受けている場合は、あなたが配偶者特別控除を受けることはできません。			㉑	
扶養控除	前年中の合計所得金額が48万円以下の親族を扶養している場合 ※被扶養者が、他の人の配偶者控除や扶養控除の対象となっている場合は、扶養控除の適用はありません。	一般扶養	扶養親族が昭和29年1月2日から平成13年1月1日生まれ又は平成17年1月2日から平成20年1月1日生まれの場合	33万円	㉒
		特定扶養	扶養親族が平成13年1月2日から平成17年1月1日生まれの場合	45万円	
		老人扶養	扶養親族が昭和29年1月1日以前生まれの場合	38万円	
		同居老親等扶養	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)でああなたや配偶者と同居している場合	45万円	
		年少扶養	扶養親族が平成20年1月2日以降生まれの場合	0円	
基礎控除	あなたの合計所得金額に応じて適用される控除	2,400万円以下		43万円	㉓
		2,400万円超 ～ 2,450万円以下		29万円	
		2,450万円超 ～ 2,500万円以下		15万円	
		2,500万円超		0円	
雑損控除	あなたや総所得金額等が48万円以下の親族等が有する資産について、前年中に風水害・火災などの災害や盗難、横領などにより資産に損害が生じた場合	(1)(2)のどちらか大きい金額 (1)差し引き損失金額－総所得金額等×10% (2)差し引き損失金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※「差し引き損失金額」とは、「損失金額－保険金などで補てんされる金額」です。		㉔	
医療費控除 ①か②のどちらか選択	①前年中にあなたが、あなたや親族等の医療費を支払った場合	① 一般の医療費控除 $\text{支払った医療費} - \text{保険金など補てんされる金額} - \text{下記のどちらか少ない金額} = \text{医療費控除額 (限度額200万円)}$ (1)10万円 (2)総所得金額等の5% ※医療費控除額がマイナスの場合適用外		㉕	
	②前年中にあなたが、あなたや親族等の特定一般用医薬品等(一定のスイッチOTC医薬品)(注1)の購入費を12,000円以上支払い、前年中に健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組(注2)を行っていた場合(セルフメディケーション税制) (注1)購入した医薬品がセルフメディケーション税制対象の医薬品であれば、領収書にその旨が記載されます。 (注2)一定の取組の例:特定健康診査、定期予防接種等、定期健康診断等、がん検診等	② 医療費控除の特例 $\text{一定のスイッチOTC医薬品の購入費} - \text{保険金など補てんされる金額} - 12,000円 = \text{医療費控除額 (限度額88,000円)}$ ※医療費控除額がマイナスの場合適用外  ※②を選択する場合は、申告書オモテ面の㉕医療費控除の区分の口に「1」と記入してください。			

※寡婦控除から扶養控除までは前年の12月31日(対象者が死亡している場合は死亡時)の現況で判断します。

※5, 6ページ表中の「親族等」とは、「あなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族」のことです。

※「総所得金額等」とは、事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得・給与所得・雑所得・譲渡所得・一時所得の合計額である総所得金額に、退職所得金額(特別徴収対象となった分を除く)及び山林所得金額を加算した金額です。(申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額を加算した金額です。繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額です。)

※「合計所得金額」とは、繰越控除を受けていない場合は、上記の総所得金額等と同額です。

(繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額です。)

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人です。

■ **配偶者控除、配偶者特別控除について**…控除を受けるための条件は**6ページ**を確認してください。

あなた(扶養する人)の合計所得金額		900万円以下		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
		配偶者の合計所得金額					
配偶者控除	48万円以下	配偶者が昭和29年1月2日以降生まれ		33万円	22万円	11万円	0円
		配偶者が昭和29年1月1日以前生まれ		38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超	100万円以下		33万円	22万円	11万円	対象外
	100万円超	105万円以下		31万円	21万円	11万円	
	105万円超	110万円以下		26万円	18万円	9万円	
	110万円超	115万円以下		21万円	14万円	7万円	
	115万円超	120万円以下		16万円	11万円	6万円	
	120万円超	125万円以下		11万円	8万円	4万円	
	125万円超	130万円以下		6万円	4万円	2万円	
	130万円超	133万円以下		3万円	2万円	1万円	
133万円超		対象外					

■ **国外居住親族に係る扶養控除等の適用について**

あなたが前年中に扶養していた非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受けるには、次の書類の提出又は提示が必要です(これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。)

適用を受けようとする控除		親族関係書類	送金関係書類 (親族ごとに必要)	その他必要書類	翻訳文
配偶者控除、配偶者特別控除		○	○		○
扶養控除	30歳未満 又は 70歳以上	○	○		
	30歳以上 70歳未満	①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	○	○ 留学ビザ等書類	
		②あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	○	○ 38万円以上	
	③障害者	○	○		

※詳細は、国税庁ホームページ「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご参照ください。

国税庁 国外居住親族 検索 🔍

■ **寄附金に関する事項(申告書ウラ面4)**

あなたが前年中に次の①から④の団体に対して行った寄附の合計額が 2,000円を超え、寄附金税額控除を申告する場合に記入してください。

- ① 都道府県・市区町村(地方団体) ② 神奈川県共同募金会 ③ 日本赤十字社神奈川県支部
④ 神奈川県又は横須賀市が条例指定した団体(ただし、認定NPO法人以外のNPO法人を除く)

※神奈川県又は横須賀市が条例指定した「認定NPO法人以外のNPO法人」への寄附金がある場合は、寄附金税額控除申告書(二)の提出が別途必要です。市民税課にお問い合わせください。

※寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出した人(ワンストップ特例を受けようとした人)が市民税・県民税申告書を提出する場合は、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、**ワンストップ特例の申請をした寄附金も含めて記入してください。**

※総務大臣の指定を受けていない地方団体は特例控除の対象外となりますので記入の際にご注意ください。(特例控除の対象となる地方団体については、総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」や、寄附先の地方団体で直接ご確認ください。)

■ **所得金額調整控除に関する事項(申告書ウラ面13)**

3ページ「所得金額調整控除」の(1)に該当する方で、対象となる扶養親族について控除の適用を受けていない場合のみ記入してください。記入するケースは下記のような例が想定されます。

給与収入900万円、20歳の子がいるが、扶養控除は配偶者が適用している場合

このような場合、20歳の扶養親族は扶養控除の適用不可(扶養重複)のため、オモテ面の「**20 扶養親族**」に記入はできません。しかし、所得金額調整控除は適用できるので、ウラ面の「**13 所得金額調整控除に関する事項**」に、20歳の扶養親族を記入する必要があります。

計算例 給与所得:900万円-195万円=705万円 所得金額調整控除額:(900万円-850万円)×10%=**5万円**
給与所得(705万円)-所得金額調整控除額(5万円)=700万円 なので、
「**2 所得金額**」の「**給与 ⑥**」に記入する金額は、700万円 になります。

記入例3 [前年中に収入がなかった場合] (オモテ面)

※遺族年金、障害年金等の非課税所得のみの人も含みます。

(あて先) 横須賀市長 令和 6年度 市民税・県民税申告書

1月1日現在の住所 所在地 (家屋敷等の所在地) 横須賀市 小川町11番地		現在の職業 無職
現在の住所(同上)・その他 ()		電話番号 046-822-△△△△
氏名 市民税 三郎	生年月日	電話番号
個人番号	元号 年 月 日	通知番号
カナ氏名 シミンセイ サフ、ロウ	3 4 3 0 4 0 3	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
		申込区分 生活状況

必ず住所、氏名、個人番号(マイナンバー)、電話番号、職業を記入してください。

①本人控除	①7 寡婦控除	①8 ひとり親控除	①9 勤労学生控除	②0 障害者控除(本人)
②配偶者控除	②1 配偶者控除	②2 配偶者の合計所得金額	②3 障害者控除(配偶者)	
③扶養親族	③1 扶養親族	③2 扶養親族	③3 扶養親族	③4 扶養親族

所得金額	⑤ 給与	⑥ 雑所得	⑦ 公的年金等	⑧ 業務	⑨ その他	⑩ 合計(⑦+⑧+⑨)	⑪ 総合譲渡一時	⑫ 合計	0					
所得から差し引かれる金額	⑬ 社会保険料控除	⑭ 小規模企業共済等掛金控除	⑮ 生命保険料控除	⑯ 地震保険料控除	⑰ 寡婦、ひとり親控除	⑱ 勤労学生、障害者控除	⑲ 配偶者控除	⑳ 配偶者特別控除	㉑ 扶養控除	㉒ 基礎控除	㉓ 雑損控除	㉔ 医療費控除	㉕ 合計(㉓+㉔+㉕)	430000

※別居の配偶者・扶養親族がいる場合は、裏面「10」も使用してください。

扶養している人(配偶者控除、扶養控除の対象となる人)がいれば必ず記入

6ページの基礎控除を参考に㉒に記入
無収入の方は43万円

㉓と㉔の両方に記入

ウラ面も必ず記入してください (ウラ面)

2. 令和5年中の生活状況

<input checked="" type="checkbox"/> 無職無収入であった(扶養を受けていた人等を含む)
<input type="checkbox"/> 遺族年金を受給していた 6 <input type="checkbox"/> 障害年金を受給していた 7
<input type="checkbox"/> その他 ()

「その他」に該当する場合はその状況を記入例)・雇用保険を受給していた。・生活保護を受けていた。等